（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）
第六条第一項	様式第一号の二、様式第一号の二の二、様式第一号の二の三、様式第一号の二の五、様式第一号の二の七、様式第一号の二の九又は様式第一号の二の十一
世帯主	組合員
当該申請者が住所を有する市町村	組合
第六条第一項第五号	市町村	組合
第六条第二項	市町村	組合
第六条第三項	市町村	組合
第六条第四項	第九条第二項	第二十二条において準用する法第九条第二項
世帯主	組合員
市町村	組合

第五条の九第一項	世帯主は	組合員は
	当該世帯主が住所を有する市町村	組合
	当該市町村	当該組合
第五条の九第二項	世帯主は	組合員は
	当該世帯主が住所を有する市町村	組合
第五条の九第四項	市町村	組合
第六条第一項	市町村は	組合は
	当該市町村の区域内に住所を有する世帯主	組合員
	様式第一号	様式第一号の二
	様式第一号の二の二	様式第一号の二の三
（新設）	（新設）
第六条第二項	市町村は	組合は
	第九条第三項	第二十二条において読み替えて準用する法第九条第三項
	世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、第五条の七第二項の規定により被保険者証が返還されたものとみなされた世帯主を含む。）	組合員（第二十条において準用する第五条の七第二項の規定により被保険者証が返還されたものとみなされた組合員を含む。）
	様式第一号	様式第一号の二
	様式第一号の三	様式第一号の三の二
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）